

# 令和8年度 佐倉市簡易修繕（営繕）工事 参加者審査申請（追加受付分）要項

## 1 適用範囲

随意契約により締結する、200万円以下の簡易な修繕（営繕）工事であり、競争入札には参加できません。

佐倉市簡易修繕参加者名簿（以下「参加者名簿」という。）に登載された場合でも、必ず該当する事業に選択されるものではなく、また、参加者名簿に登載されていない者であっても、当該事業に選択される場合があります。

## 2 参加者の要件

(1) 以下の要件の全てを満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ 施行令第167条の4第2項第1号から第7号に該当しない者

ウ 市内に本店のある法人又は市内に本店のある市内在住の個人事業者

(2) 上記(1)の要件を満たし、かつ、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 税金等の滞納がある者

イ 法令等に基づき資格を必要とする場合、その資格を有しない者

ウ 申請業種について1年以上の実績が認められない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有する者。なお、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 法人など（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

## 3 参加審査申請等

(1) 申請書類配布

令和8年5月8日（金）から令和8年6月10日（水）まで

（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

配布場所

佐倉市役所1号館5階契約検査課又は佐倉市ホームページ

配布時間

契約検査課での配布は、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

## (2) 申請受付

令和8年5月15日(金)から令和8年6月10日(水)まで

(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

受付場所

佐倉市役所1号館5階契約検査課

受付時間

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

## (3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等の配達記録が残る方法に限る。)

(郵送の場合は、令和8年6月10日(水)必着とする。)

## (4) 必要提出書類

別表1のとおり

## (5) 登録分類

別表2のとおり

## 4 参加者審査

参加者審査は、適格審査と施工能力審査の二つの方法により行う。

### (1) 適格審査

適格審査は、佐倉市簡易修繕(営繕)工事参加者審査申請書及び添付書類その他の資料(以下「申請書等」という。)を基礎として行う。

参加者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、不適格とする。

ア 市内に本店のない法人及び市内に在住していない個人事業者

イ 契約履行に関し著しく不誠実であると認められるとき

ウ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき

エ 申請書等の基本的事項に関し、虚偽の事項を記載したとき

オ 申請書等を提出した者が、参加者名簿への登載日前2年以内に次のいずれかに該当すると認められるとき

(ア) 契約の履行に際し、工事を粗雑にし、又は工事材料の品質数量に関し不正の行為若しくは不誠実な行為をしたとき。

(イ) 契約過程において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨害したと認められるとき。

(エ) 当該事業の監督又は検査の実施に当たり、職員等の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(カ) 前(ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

キ 税金等を滞納していると認められるとき。

ク 法令等に基づき資格を必要とする場合、その資格を有しないと認められるとき。

ケ 申請業種について1年未満の実績であると認められるとき。

### (2) 施工能力審査

施工能力審査は、登録希望業種の技術者経歴又は受注実績等について、申請書等により確認する。

## 5 参加者名簿

参加審査に基づき、適格であると認められた場合は、参加者名簿に登載される。

### (1) 参加者名簿の有効期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

### (2) 参加者名簿の公表

参加者名簿の有効期間中、佐倉市契約検査課で公表する。

## 6 参加の停止

参加者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じ、それぞれに掲げる期間、参加を停止する。

(1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合は、当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日までとする。

(2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合は、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日までとする。なお、民事再生手続についても同様とする。

(3) 佐倉市建設工事等指名停止措置要領等に該当する場合は、当該期間、参加停止措置を行う。

## 7 その他

佐倉市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（登録業種：建設工事部門）に登載された場合は、本申請をすることはできない。

## 8 問い合わせ先

佐倉市役所 契約検査課 契約班 電話 043（484）6111

別表 1

添付書類名称	区分等	添付書類の内容等
佐倉市簡易修繕（営繕）工事参加審査申請書	原本	希望する業種を記入
役員等名簿	原本	必要事項をすべて記入
営業状況カード	原本	必要事項をすべて記入
過去2年間の主な受注実績契約書等	写可	営業状況カードの受注実績記載分の契約書・請書等
納税証明書（市民税）	写可	直前1事業年度分
法人の場合は登記事項証明書、 個人の場合は申請者の住民票抄本 （3カ月以内発行のもの）	写可	法人の場合は法務局発行の登記事項証明書、個人の場合は佐倉市発行の住民票抄本
印鑑証明書 （3カ月以内のもの）	原本	法人の場合は法務局、個人の場合は佐倉市発行のもの
許可（資格）証明書	写可	建設業許可証明書及び各資格証明書 （取得している場合のみ）
損益計算書・貸借対照表・財務諸表（決算書）	写可	個人の場合は確定申告書の写し
その他	写可	法令等の許可等が必要な場合は、その許可証明書等の写し。
簡易修繕参加希望データ表	原本	<u>鉛筆で記入すること。</u>

別表 2

コード	修繕（営繕）工事の種類	コード	修繕（営繕）工事の種類
0030	大工工事	0160	ガラス工事
0040	左官工事	0170	塗装工事
0050	とび・土工・コンクリート工事	0180	防水工事
0060	石工事	0190	内装仕上工事
0070	屋根工事	0200	機械器具設置工事
0080	電気工事	0210	熱絶縁工事
0090	管工事	0220	電気通信工事
0100	タイル・れんが・ブロック工事	0230	造園工事
0110	鋼構造物工事	0240	さく井工事
0120	鉄筋工事	0250	建具工事
0130	ほ装工事	0260	水道施設工事
0140	しゅんせつ工事	0270	消防施設工事
0150	板金工事	0280	清掃施設工事
		0290	解体工事